

# 就労支援のあり方を考える有識者会議資料 (第3回)

---

平成31年 4月16日

産 業 労 働 局

## 第2回会議(平成31年1月29日)での主な意見(1/3)

- ①経済的裏付けや、実務を遂行するための基盤が重要であり、これがなければ、安定した事業を行うことは難しい。
- ②就労困難者は、就労について様々な要因から困難を抱える方であり、その例は数多く、障害者、ひとり親、ひきこもり、刑余者といった方などが該当すると考えられる。
- ③社会的参加が難しい方々へのアプローチは1つではない。働く場にも、多様な形態があるのではないか。
- ④住居を持たない方々への就労支援は非常に難しい。就労支援と住居支援などをセットで考えていくことが必要である。
- ⑤「ソーシャルファーム」のような組織が継続性を持つための、1番のポイントは、情熱・使命感、理念等である。次に、基本的には自分たちでまずやるのだという自立心、自ら製品・商品を開発し、販売ルートも開拓してということが2つ目のポイント。3つ目に、住民の支援、公的な支援である。
- ⑥「ソーシャルファーム」の取組を広めていくためには、起業家や指導者の養成、事業立ち上げ支援などについて行政による一定の支援も必要である。

## 第2回会議(平成31年1月29日)での主な意見(2/3)

- ⑦中小企業においては、まずは障害者の雇用において法定雇用率をいかに円滑に達成していくかが重要となる。しかし、中小企業は、就労困難者の特性に応じた仕事の切り出し等が難しく、就労困難者を支援する人手やノウハウも不足している。これまで以上に実効性のある支援施策が必要である。
- ⑧ソーシャルファームの定着・浸透に向けては、ソーシャルファームの実態や事業運営のノウハウ、コストやビジネススキルを含めた幅広い観点から検討していく必要がある。
- ⑨障害者に係る特例子会社を「ソーシャルファーム」化することや、企業が「ソーシャルファーム」を創設することなども、将来、可能性があると考えられる。
- ⑩場所や時間などの制約を取り払っていく多様で柔軟な働き方の導入・進展は、就労困難者の就労の可能性や選択肢を広げる。場所の視点からは、テレワークやサテライトオフィス、時間の視点からはフレックスタイム、時差ビズ、短時間勤務などを進めていくべきである。
- ⑪東京都が就労困難者を多く受け入れた企業を認証する、あるいは、評価する等の仕組みをつくって、企業の社会的貢献の見える化を図っていくべきではないか。併せて運営補助や、入札評価時におけるポイント付加なども行っていくべきではないか。
- ⑫東京都と各自治体の連携は極めて重要。また、他府県の事例も参考にしながら、具体的な施策を検討することや、シンポジウムの実施等により都民に賛同や理解の輪を広げていくことも大切である。

## 第2回会議(平成31年1月29日)での主な意見(3/3)

- ⑬ソーシャルインクルージョンの考え方に基づく就労支援、住まいも含めた支援制度を検討していく上では、国に対して制度構築・支援を求めていくことも必要ではないか。
- ⑭様々な形で働ける場があることが重要である。「ソーシャルファーム」のような場所で働く経験を培うことで、一般就労がより近くなるのではないか。
- ⑮既存の「ソーシャルファーム」のビジネスモデルを好事例として広げていければと考える。広げるにあたっては多くの支援者・指導者が必要となってくる。
- ⑯関西学院大学には、ソーシャルアントレプレナーを養成するカリキュラムがある。東京都でも、社会的起業家、支援活動家や指導者を養成する上で大学を活用することも効果的と考えられる。
- ⑰海外では、障害のある子供達にソーシャルワーカーがついて、大学進学・就労の際の選択肢を一緒に検討するといったような、伴走型移行支援の取り組みを行っているところもある。このように、長期的な目線での取組・支援ができればいいのではないか。
- ⑱行政の中で、生活面でも就労面でも、そこに行けば幅広く支援してもらえるような窓口があれば様々な施策を活用しやすくなる。
- ⑲企業や行政は就労困難者をインクルードするという立場に立ちがちだが、「パーティシペーション」とでもいうべき、就労困難者の自発的な動きを引き出していくという面を付け加える必要がある。

# 生活困窮者について

## ☆「生活困窮者」とは

⇒「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（生活困窮者自立支援法第3条）

## ☆「生活困窮者自立支援制度」

**目的**  
経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とする。

**制度の意義**  
生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設（平成27年4月開始）

都内における生活困窮者自立支援制度の支援状況（平成29年度）

### 就労支援施策

○新規相談受付	26,210件
○プラン作成	7,499件
（一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画（プラン）を作成）	
○就労支援対象者数	5,119人
（プラン期間中の一般就労を目指している者）	
（上記のうち就労者数	3,082人）

- ・自立相談支援事業における就労支援
  - ・就労準備支援事業
  - ・認定就労訓練事業
  - ・生活保護受給者等就労自立促進事業
- ※生活保護受給者も含めて事業を実施。

# 生活困窮者自立支援制度(平成27年度～)の概要

## 包括的な相談支援

### ◆自立相談支援事業

23区、26市、町村部は東京都実施

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

相談・助言、求人開拓

本人の状況に応じた支援

### 居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

#### ◆住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

全49区市、町村は東京都

### 就労支援

就労に向けた準備が必要な者

#### ◆就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

34区市、町村は東京都

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

#### ◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

- 直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

81事業所

就労に向けた準備が一定程度整っている者

#### ◇生活保護受給者等就労自立促進事業

- 一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

常設窓口22所

### 緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

#### ◆一時生活支援事業

24区市、町村は東京都

### 家計再建支援

家計から生活再建を考える者

#### ◆家計改善支援事業

35区市、町村は東京都

### 子供支援

貧困の連鎖の防止

#### ◆子供の学習・生活支援事業

47区市、町村は東京都

### その他の支援

- ◇関係機関・他制度による支援
- ◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

### ◆都道府県による市町村支援事業

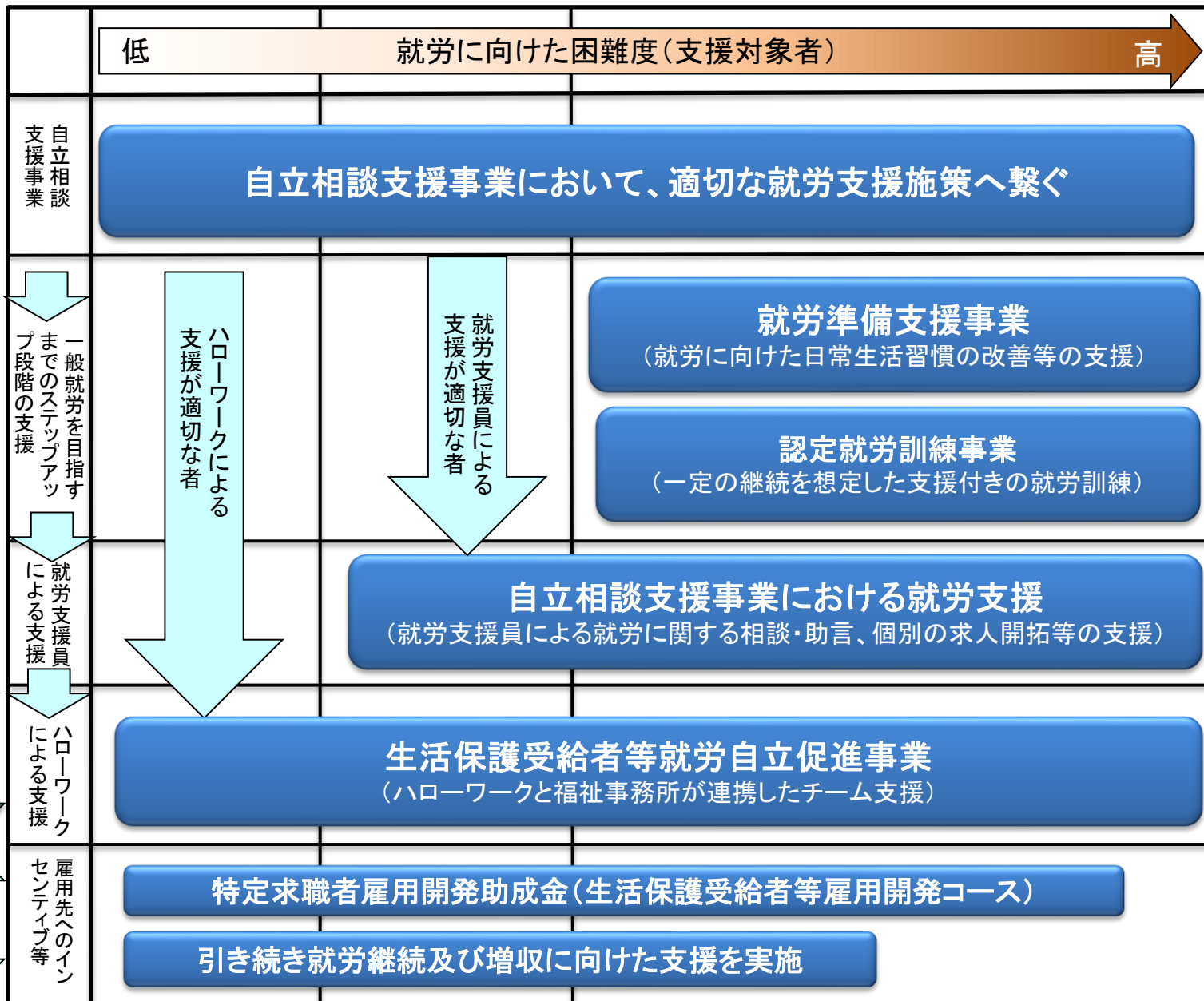
- 市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

都で実施

※1 実施自治体数及び自立相談支援機関数は平成31年1月末時点

※2 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)がある

# 生活困窮者に対する就労支援について



平成29年度 東京都実績	
実施機関数	利用件数
全49区市 (町村は東京都)	—
【就労準備支援】 30区市 (町村は東京都)	559件
【認定就労訓練】 81事業所	30件
全49区市 (町村は東京都)	3,853件
【常設窓口】 22か所	1,863件



# 東京都におけるひとり親家庭の状況

	母子家庭	父子家庭
世帯数 (都の推計:平成29年度)	166,500世帯	20,300世帯
ひとり親になった時の親の年齢	29歳未満 16.8% 30～39歳 51.7% 40歳以上 24.7%	29歳未満 3.6% 30～39歳 28.6% 40歳以上 53.5%
ひとり親になった時の一番下の子の年齢		0～2歳 35.7% 3～5歳 21.7% 6～11歳 25.4% 12歳以上 10.1%
就業している人の割合	89.9%	91.1%
就業している人の内訳	正社員 42.5% パート・アルバイト 32.0% その他 25.5%	正社員 78.4% パート・アルバイト 3.9% その他 17.7%
年間収入	200万円未満 35.9% 200～400万円未満 37.6% 400万円以上 23.4%	200万円未満 14.3% 200～400万円未満 23.2% 400万円以上 59.0%
転職希望者の割合	29.7%	10.2%
転職したい理由 (複数回答)		収入がよくない 59.5% 将来が不安 59.5% 労働時間が合わない 22.1%

※上記の比率(%)は無回答を除いているため、合計しても100%とならない

出典:平成29年度東京都福祉保健基礎調査



# 東京都におけるひとり親家庭への主な就労支援施策(福祉分野)

## 就業支援の全体調整

### ①母子・父子自立支援プログラム策定事業

→ハローワークOB等を母子・父子自立支援プログラム策定員として配置し、ひとり親家庭の職業的自立を促進するため、自立支援プログラムを策定し継続的な就業支援を実施(41区市、町村は東京都)  
【平成29年度 705件(八王子市を除く)】

### ②ひとり親家庭相談窓口強化事業

→ひとり親相談窓口就業支援専門員を置くことにより、就業支援を含む包括的な相談・支援体制を強化(9区市、町村は東京都)  
【平成29年度 就業支援専門員の設置7名(八王子市を除く)】

## 就業支援・職業紹介・マッチング

### ③東京都ひとり親家庭支援センター事業

〈(一財)東京都ひとり親家庭福祉協議会が受託)  
→東京都ひとり親家庭支援センター「はあと飯田橋」で、就業支援(就業相談・就業促進活動・就業支援講習会等)を実施  
【平成29年度 来所相談:792件、電話・メール相談:4,057件(「はあと」での実績を含む)】

### ④ひとり親家庭等在宅就業推進事業

〈(株)うるるが受託)  
→在宅就業コーディネーターがクラウドソーシングサイトを活用した在宅ワークにより収入が得られるよう、業務の調達・分配・研修等の支援を実施  
【平成29年度 支援対象者30名】

## 教育訓練・資格取得

### ⑤母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

→就労に必要な教育訓練を受講した場合、その費用の60%を支給(全49区市、町村は東京都)

### ⑥母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業

→対象資格取得のために養成機関で修業している間、3年を上限として給付金を支給(修業期間終了時には修了支援給付金も支給)(全49区市、町村は東京都)

### ⑦ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

→上記⑥を活用して養成機関に在学して資格取得を目指す場合に、入学準備金や就職準備金を貸し付け(東京都社会福祉協議会)

### ⑧ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

→高卒認定試験合格のための講座を受講し、修了した場合に受講費用の20%を支給(合格した場合は受講費用の40%を支給)(23区市、町村は東京都)

# 委員と事務局による団体等へのヒアリング状況

訪問日時	団体等	概要	参加委員
1月8日(火)	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	知的障害を持つ子供の親の会の連合体として1961年に創設され、現在は就労移行支援事業所(5か所)と宿泊型施設である通勤寮(4寮)を運営。	阿部委員
1月15日(火)	東京都精神保健福祉家族会連合会(東京つくし会)	精神障害者の家族により横の連帯組織として1968年に結成され、電話相談や、国や都に意見を提案する活動を実施。	白木座長
1月16日(水)	公益社団法人東京都身体障害者団体連合会	身体障害者の統一連合会として1950年に結成され、電話相談等を実施、障害者に対する理解・促進に向けた学校等での活動を支援。	原委員
3月19日(火)	一般財団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会	ひとり親家庭に対し、生活支援(生活相談・養育費相談等)及び就労支援(就業相談・職業紹介等)等の事業を展開。	眞保委員
4月4日(木)	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」において、自立相談支援のうち支援プラン策定に関わる部分、家計改善支援、子ども支援等を実施。	新保委員

※社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会のヒアリング内容については次回の会議で報告

## 事務局による団体等への調査状況

### 第2回会議終了後に訪問した先のみ記載

訪問日時	訪問先	概要
2月8日(金)	株式会社スワン	障害者雇用の場を作り、自立と社会参加を応援することを目的として、パンの製造及び販売等の事業を展開。
2月12日(火)	株式会社S-TEKT	セキュリティ・各種電気工事業を展開する民間企業であり、児童養護施設退所者や刑務所出所者を雇用している。

※株式会社S-TEKTの調査内容については次回の会議で報告

# 団体等へのヒアリング報告 一概要一

団体名	主な意見
<p>社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会</p> <p>【1月8日(火) 阿部委員参加】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週20時間未満の短時間雇用でも障害者の法定雇用率にカウントできるようになればよい。</li> <li>・知的障害者に限らず、障害者雇用の課題は就職後の定着と所得水準の低さである。</li> <li>・「就労移行支援事業」等により就職した方には「就労定着支援事業」があるが、その期間は3年間に限られている。</li> <li>・それ以外のルートで就職した場合は「就労定着支援事業」を受けることができないため、受けられる定着支援は限定的になる。</li> </ul>
<p>東京都精神保健福祉家族会連合会(東京つくし会)</p> <p>【1月15日(火) 白木座長参加】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者は、症状に合わせた働き方や、フルタイムではない短時間就労など、柔軟な働き方のできる環境が必要。</li> <li>・就労支援と並んで、就労後の住居の確保や生活面での支援等は大きな課題。</li> <li>・精神障害者の就職数が伸びている一方で、定着支援が進んでいない。</li> <li>・企業において、精神障害者についての理解がもっと進んでほしい。</li> </ul>
<p>公益社団法人東京都身体障害者団体連合会</p> <p>【1月16日(水) 原委員参加】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職率は上がっているが、3か月～1年での離職が多いため、定着支援を充実させてほしい。</li> <li>・公共交通機関での通勤は、大きな課題。満員電車での通勤等は、障害者にとって負担が大きい。</li> <li>・企業に望むことの1つとして、ハード面での職場環境整備が挙げられる。</li> <li>・さらに企業に望むことは、障害への理解。障害者雇用・定着における課題の中には、話し合いによりお互いを理解し、配慮することにより解決できることが多い。</li> </ul>
<p>一般財団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会</p> <p>【3月19日(火) 眞保委員参加】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親の就労率は高いが(全国で8割以上、都では約9割)、収入面をはじめとして、希望条件に的確に合う仕事に就くことができていないケースが多い。</li> <li>・子育てをしている女性にとって働きやすい職場環境となるよう、休暇制度や柔軟な働き方等の制度整備に向けて、事業者に対する専門家によるアドバイスや相談等が有効。</li> </ul>

※詳細は次頁以降に記載

# ヒアリング報告①

## 【社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会】

実施日：平成31年1月8日(火) 参加委員：阿部委員

### 【団体概要】

- ・知的障害を持つ子供の親の会の連合体として1961(昭和36)年に創設。
- ・現在は5か所の就労移行支援事業所、宿泊型施設である通勤寮(4寮)を運営。

### 【現状・課題・行政に望むこと等】

- ・平成10年に、知的障害者が法定雇用率算定基礎の対象となったことをきっかけに、支援機関が充実し、知的障害者の就職率は非常に伸びてきた。
- ・現在、都内では障害者もいわゆる「売り手市場」。障害者の有効求人倍率は約4倍であり、採用したくてもできないという企業の声も聞く。
- ・福祉的就労施設は、働ける方の幅が広く、重い障害の方も受け入れられる。福祉的就労施設での大きな課題は働いている障害者の高齢化。
- ・運営する通勤寮では、児童養護施設出身者や刑余者と比較して、ひきこもりの方や精神病院出身者の方は基本的な生活習慣の獲得などに課題があり、就労に繋ぐことが難しい印象を受ける。
- ・週20時間未満の短時間雇用でも障害者の法定雇用率にカウントできるようになればよい。ただし、長く働きたいという方の足を引っ張るような制度にはならないようにしてもらいたい。
- ・障害者雇用の課題は就職後の定着と所得水準の低さである。一般就労している障害者の給料は、ほぼ最低賃金。月11万～12万程度と、東京で一人暮らしをしていくには厳しい金額である。入口(就職)の支援は整ってきているので、定着支援や生活面の支援を期待する。
- ・障害者総合支援法の「就労移行支援事業」等により就職した方には「就労定着支援事業」があり、きめ細やかな支援が行われるが、その期間は3年間に限られている。また、それ以外のルートで就職した場合は「就労定着支援事業」を受けることができないため、受けられる定着支援は限定的になる。

# ヒアリング報告②

## 【東京つくし会(東京都精神保健福祉家族会連合会)】

実施日：平成31年1月15日(火) 参加委員：白木座長

### 【団体概要】

- ・都内の精神障害者の家族が横の連帯組織として1968（昭和43）年に結成。
- ・団体本部(八幡山)にて、週1で電話相談を実施。障害者家族の立場から、国や都に就労に関する意見を提案する等の活動を行っている。

### 【現状・課題・行政に望むこと等】

- ・精神障害者は、知的・身体障害者と比較すると症状に波がある方が多いため、1時間働いて15分休息を取るなどの、症状に合わせた働き方や、フルタイムではない短時間就労など、柔軟な働き方のできる環境が必要。
- ・精神障害者は、家庭的な雰囲気を持っている中小企業での就労が向いていると思う。また、中小企業の社長で「精神障害者の方を雇ってよかった」と話していた方もいる。
- ・精神障害者と親が相互に依存関係となっており、自立を促しても、双方が離れられない場合も多い。本人も親も高齢化してくるため、いつまでも親が面倒みる訳にはいかない。こうしたケースでは、就労支援と並んで、就労後の住居の確保や生活面での支援等は大きな課題だと考える。
- ・精神障害者の就職数は伸びている。しかし、就職後3か月で3割、6か月で5割近くが離職していると言われている。就職ができていて、定着支援が進んでいない。
- ・企業において、精神障害者についての理解がもっと進んでほしい。良い薬が出ているため、多くの精神障害者が落ち着いて働くことができている。特別視せず、障害のことを分かっただけで普通に接してほしい。行政が企業向けセミナー等を行うなどをして、精神障害者への理解が深まり、精神障害者の就労が進むことを願っている。

# ヒアリング報告③

## 【公益社団法人東京都身体障害者団体連合会】

実施日：平成31年1月16日(水) 参加委員：原委員

### 【団体概要】

- ・身体障害者の統一連合会として1950(昭和25)年に結成。
- ・団体では、電話相談の受付等を実施。また、障害者に対する理解・促進に向けた学校等での活動を支援。

### 【現状・課題・行政に望むこと等】

- ・就職率は上がってきているが、就職後3か月～1年での離職が多く、定着が進んでいない。定着支援を充実させてほしい。
- ・身体障害者にとって、公共交通機関での通勤は、大きな課題である。企業によっては、応募条件として「自分1人で通勤可能であること」を挙げており、障害の程度によっては応募すらできない。東京都は公共交通機関のバリアフリー化をかなり進めているが、満員電車での通勤等は、障害者にとって依然として負担が大きい。
- ・企業に望むことの1つとして、ハード面での職場環境整備が挙げられる。トイレの整備など、最低限の整備ができていないと就職は難しい。
- ・さらに企業に望むことは、障害への理解である。障害は千差万別であり、各個人を理解していくことが必要である。障害者雇用・定着における課題の中には、話し合いによりお互いを理解し、配慮することにより解決できることが多いということを分かってほしい。
- ・身体障害者の定着においては、職場で良好な人間関係を築けるかどうかも重要なポイント。



# ヒアリング報告④

## 【一般財団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会】

(東京都ひとり親家庭支援センターを受託)

実施日：平成31年 3月19日(火) 参加委員：眞保 智子委員

### 【団体概要】

- ・東京都からの受託により「東京都ひとり親家庭支援センター」を運営。
- ・飯田橋セントラルプラザ内「はあと」では、生活支援として生活・養育費相談や離婚前後の法律相談等を実施。
- ・しごとセンター内「はあと飯田橋」では、就業支援として就業相談や面接対策、起業相談等を実施。

### 【現状・課題・行政に望むこと等】

- ・「はあと飯田橋」の年間新規登録者数は約300名。登録者の平均年齢は42歳。
- ・「はあと飯田橋」の来所相談件数は、年間700件。2回目以降は電話やメールでの相談も可能であり、年間3000件強。すべてを把握できている訳ではないが、相談者の就職決定率は40%～50%。
- ・ひとり親の就労率は高い(全国で8割以上、都では約9割)。ひとり親の方々は、子供と自身の生活のために働かなくてはいけないため、なにかしらの形で職に就いている。しかし、収入面をはじめとして、希望条件に的確に合う仕事に就くことができていないケースが多い。
- ・正確な離職率を把握している訳ではないが、長く安定した就労を希望している方が多い。その中でも、心身の問題、お子さんや親御さんの事情等、本人の都合で離転職を繰り返す方もいる。
- ・ひとり親に限らず、子育てをしている女性にとって働きやすい職場環境となるよう、休暇制度や柔軟な働き方等の制度整備に向けて、事業者に対する専門家によるアドバイスや相談等が有効だと思う。



# 調査報告① 【株式会社スワン】

調査訪問日：平成31年2月8日(金)

法人名	株式会社スワン (ヤマトホールディングス株式会社の特例子会社)
所在地	東京都中央区銀座
設立	1998(平成10)年6月
事業内容	パン製造・販売、カフェ運営 等
店舗数	直営店5店、フランチャイズ店23店 (フランチャイズ店はA型事業所・B型事業所等、 様々な運営形態をとっている)



## 【伺った内容】

- ①全店舗合計で、障害者350名以上が働いており、ベーカリー1店舗につき、障害者10名・健常者10名程度で運営。障害の種別は、知的障害が殆どである。障害者はパンの製造または販売業務を行う。
- ②パン製造は業務内容を細分化しやすく、それぞれ障害者の特性に応じた得意な作業を担当してもらっている。
- ③閉鎖された作業所のような空間ではなく、障害者が働く調理場は、売り場から見通せるようにしている。これにより、障害者が労働者として緊張感とやりがいを持って作業できている。
- ④直営店では、障害者を契約社員として雇用しており、労働時間は1日8時間を基本としているが、障害の程度によっては短時間(4時間)としている。定着率も高く、オープン時(平成10年)から20年間働いている方もいる。
- ⑤経費負担が大きいのは人件費と家賃であり、収支は均衡。